## 衛星データ活用ビジネス創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、衛星データ活用ビジネス創出支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、やまぐち未来維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、高い成長が期待される宇宙利用産業分野において、補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)が行う、研究開発等に係る経費の一部を補助することにより、県内企業等による衛星データを活用した新事業創出を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。

## (補助事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、衛星データを活用した新たなサービスや商品等を事業期間内で事業化するための開発等であって、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 国が公募する実証事業により開発に取り組んだ実績があるもの又はその発展的開発を行うもの
  - (2) 山口県又は地方独立行政法人山口県産業技術センターからの委託等により開発に取り組んだ実績があり、その発展的開発を行うもの
  - (3) 第1号又は前号と同等と認められる事業

#### (補助限度額等)

- 第4条 補助限度額は15,000千円とする。
- 2 補助率は2/3以内とする。
- 3 補助対象経費は別表のとおりとする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

#### (交付の申請)

- 第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。
- 2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に通知する。
- 3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たっては、前条第3項により 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がな されたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 2 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減 額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

## (補助事業の変更等に係る承認の申請等)

- 第7条 規則第8条第1項の規定により補助事業の内容又は経費の配分に係る変更の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。
- 2 規則第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。
- 3 規則第8条第2項の規定により知事へ提出する書類は、別記第4号様式によらなければならない。

# (軽微な変更の範囲)

- 第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 別記第1号様式の補助事業計画書又は別記第2号様式の補助事業計画書(変更後)中、 経費内訳における補助事業に要する経費の配分のうち、各費目区分の相互間で配分変更 する場合であって、そのいずれか低い額の30パーセント以内の変更
- (2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の 仕様の変更その他補助事業の細部の変更

#### (実績報告)

- 第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。
- 2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日(規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月 31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、規則第11条に規定する実績報告書を提出するに当たって、補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地 方消費税に係る仕入控除税額を減額しなければならない。

#### (補助金の支払等)

- 第10条 知事は、規則第12条の規定による通知に基づき補助金を支払うものとする。 ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助金の交付を受けようとするときの精算払(概算払)請求書は、別記第6号様式によらなければならない。

#### (財産の処分及び管理)

第11条 規則第18条第1項の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第7号様式

によらなければならない。

- 2 知事は、規則第18条第1項の承認をした場合において、当該承認に係る財産を処分 したことにより補助事業者に収入があったときは、当該補助事業者に対し、交付した補 助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 5 前項の取得財産等管理台帳は、別記第8号様式によらなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 前項の規定により報告する場合の報告書は、別記第9号様式によらなければならない。
- 3 知事は、第1項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (補助事業の事業化)

第13条 補助事業者は、事業期間内において、県内で補助事業の事業化に努めなければならない。

ただし、事業期間内での事業化が困難となる特段の事情が認められる場合には、事業 化までの期間を、事業期間が終了した日の属する会計年度の終了後最長2年間延長する ことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により事業化までの期間を延長する場合、別記第10号様 式により、知事に申請しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により事業化までの期間を延長した場合、事業化するまでの間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化に向けた活動状況について、知事に事業化活動状況報告書を提出しなければならない。
- 4 前項の事業化活動状況報告書は、別記第11号様式によらなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業を事業化した場合、別記第12号様式により速やかに知事に 報告するとともに、事業化した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後 20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業活動状況について、知事に事業活動 状況報告書を提出しなければならない。
- 6 前項の事業活動状況報告書は、別記第13号様式によらなければならない。

### (知的財産権に関する届出)

第14条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、 意匠権、著作権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終 了後に出願し、若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定し た場合には、前条第3項の事業化活動状況報告書及び前条第5項の事業活動状況報告書 にその旨を記載しなければならない。 (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

# 附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

費目	費目内訳	補助対象経費
人件	人 件 費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
費	補助員人件費(賃金)	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
機器設備費	機械器具設置費	1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又 は修繕等に要する経費 2 機械装置又は工具器具を製作する場合の設計、原材料、 部品等の購入に要する経費
共同研究費	共 同 研 究 費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費
委託費	委 託 料	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
	謝金	研究開発において、専門家等からの技術指導を受ける際の専 門家謝金
	旅費	1 専門家からの技術指導をうける際の専門家旅費 2 研究開発における研究者等の旅費
	役 務 費	1 研究開発に必要な機械装置の保守等に要する経費 2 研究開発に必要なデータの通信等に要する経費
事	原 材 料 費	1 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する 経費 2 実験、分析等を行うための材料等の購入に要する経費
業	データ購入費	研究開発に使用する衛星データ等の購入に要する経費
費	使用料及び賃借料	研究開発を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、 会場借料等に要する経費
	外 注 費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でない ものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入 に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出 願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士 に要する経費
その他	その他	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの